百五十六号）の規定に基づき、及び沖縄振興開発金融公庫法を実施するため、並びに沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第一条の三第一項第三号及び第五号、第四条第二号並びに第十条第一項及び第二項の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行規則を次のように定める。

（令第一条の三第一項第八号に規定する耐火建築物等）

第三条の二　令第一条の三第一項第八号イに規定する主務省令で定める耐火建築物等は、次に掲げる要件に該当するものとする。

一　延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）の敷地面積に対する割合（以下この条において「容積率」という。）が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第一項から第九項までの規定による限度の二分の一（現に存する一又は二以上のマンションを除却するとともに、当該マンションの敷地（これに隣接する土地を含む。）にマンションを新たに建築する場合にあっては三分の一）以上であること。

二　［略］

［２・３　略］

百五十六号）の規定に基づき、及び沖縄振興開発金融公庫法を実施するため、並びに沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第一条第一項第三号及び第五号、第四条第二号並びに第十条第一項及び第二項の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行規則を次のように定める。

（令第一条の三第一項第八号に規定する耐火建築物等）

第三条の二　令第一条の三第一項第八号イに規定する主務省令で定める耐火建築物等は、次に掲げる要件に該当するものとする。

一　延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）の敷地面積に対する割合（以下この条において「容積率」という。）が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第一項から第九項までの規定による限度の二分の一以上であること。

二　［同上］

［２・３　同上］

附　則

この命令は、令和二年十月一日から施行する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

省　令

○総務省令第九十七号

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）の一部の施行に伴い、並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第三条第七号及び第八号並びに独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月一日

総務大臣　武田　良太

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十九年総務省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号）	（証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号）
第三条　令第三条第七号の総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。	**第三条**　［同上］
一　令第三条第七号イに掲げる証明書　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号	一　令第三条第七号イに掲げる証明書　同号イに掲げる証明書の記号、番号及び保険者番号
二　令第三条第七号ロに掲げる証明書　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百六十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号	二　令第三条第七号ロ及びハに掲げる証明書　同号ロ及びハに掲げる証明書の番号及び保険者番号
三　令第三条第七号ハに掲げる証明書　同号ハに掲げる証明書の番号及び保険者番号	［新設］